

町田市学校給食代替費補助金交付要綱の制定について

町田市学校給食代替費補助金交付要綱の制定について報告いたします。

1 制定理由

この要綱は、予算の範囲内において、アレルギーを有すること等の理由により学校給食の代替として弁当等を持参する町田市立学校に就学する児童又は生徒の保護者に対し、その弁当等に係る経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

2 要旨

補助対象者、補助対象経費、補助金の交付額その他必要な事項について定めています。

3 施行期日

決裁の日から施行し、2025年1月8日から適用します。

町田市学校給食代替費補助金交付要綱

第1 趣旨

この要綱は、補助金等の予算の執行に関する規則（昭和42年3月町田市規則第6号）及び町田市補助金等の交付に関する要綱（2017年4月1日施行）に定めるもののほか、町田市学校給食代替費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 補助の目的

補助金は、予算の範囲内において、アレルギーを有すること等の理由により学校給食の代替として弁当その他の飲食物（以下「弁当等」という。）を持参する町田市立学校（以下「学校」という。）に就学する児童又は生徒の保護者に対し、その弁当等に係る経費の一部を補助することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

第3 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）学校給食 学校給食法（昭和29年法律第160号）第4条の規定に基づき町田市が実施する同法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- （2）保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- （3）学校給食費 学校給食に係る学校給食法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。

第4 補助対象者

- 1 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者（以下「対象児童生徒」という。）の保護者とする。

(1) 学校に就学する児童又は生徒であること。

(2) 次のいずれかの理由により、学校給食の全部又は飲料以外の学校給食の提供を受けていないこと。

ア 食物アレルギーその他の疾患

イ 宗教上の規律、慣習等

ウ 学校給食の提供に必要な調理場等の施設に係る工事、点検等による学校給食の提供の休止

(3) 学校給食の代替として、弁当等を持参していること。

2 前項の規定にかかわらず、保護者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

(1) 対象児童生徒又は対象児童生徒と同一世帯に属する者に係る学校給食費を滞納しているとき。

(2) 国又は地方公共団体の負担において学校給食費その他の学校内で対象児童生徒が喫食する昼食に係る経費の全部について補助を受けたとき。

第5 補助対象経費

補助の対象となる経費は、対象児童生徒が学校給食の代替として持参する弁当等に係る経費とする。

第6 補助金の交付額

1 補助金の交付額は、別表の左欄に掲げる提供を受けない学校給食及び同表の中欄に掲げる対象児童生徒の学年の区分に応じ、対象児童生徒1人につき、それぞれ同表の右欄に定める1食当たりの額に、学校給食が実施された日及び工事等により学校給食が実施されなかった日において弁当等を持参した日数を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象者が、対象児童生徒が就学する学校内において喫食する昼食に係る費用の一部について、国又は地方公共団体の負担におい

て補助を受けた場合は、補助金の交付額から当該補助を受けた額を除くものとする。

第7 様式

補助金の交付に関し必要な様式は、町田市補助金等の交付に関する要綱の規定にかかわらず、市長が別に定める。

第8 補則

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、2025年1月31日から施行し、同月8日から適用する。
- 2 この要綱は、2027年3月31日限り、その効力を失う。

(2025年1月8日から同年3月31日までの間における1食当たりの額)

- 3 2025年1月8日から同年3月31日までの間における町田市学校給食代替費補助金交付要綱別表の規定の適用については、同表の1食当たりの額の欄に掲げる額は、次の表に定めるところにより、それぞれ読み替えるものとする。

1食当たりの額	読み替える額
町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号に掲げる額	230円
規則第3条第1項第2号に掲げる額	245円
規則第3条第1項第3号に掲げる額	265円
規則第3条第1項第4号に掲げる額	310円
町田市立中学校の学校給食費等に関する規則第6条本文に規定する額	310円

規則第3条第1項第1号に掲げる額から東京都学校給食用牛乳供給価格（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。以下同じ。）を減じて得た額	167円
規則第3条第1項第2号に掲げる額から東京都学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額	182円
規則第3条第1項第3号に掲げる額から東京都学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額	202円
規則第3条第1項第4号に掲げる額から東京都学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額	247円

別表（第6関係）

提供を受けない学校給食	対象児童生徒の学年	1食当たりの額
学校給食の全部	小学校の第1学年及び第2学年	町田市立学校の学校給食費等に関する規則（令和元年9月町田市規則第17号。以下「規則」という。）第3条第1項第1号に掲げる額
	小学校の第3学年及び第4学年	規則第3条第1項第2号に掲げる額
	小学校の第5学年及び第6学年	規則第3条第1項第3号に掲げる額
	規則第2条の2に規定する中学校の第1学年から第3学年まで	規則第3条第1項第4号に掲げる額

	町田市立中学校の学校給食費等に関する規則（平成20年10月町田市教育委員会規則第13号） 第2条第2号に規定する中学校の第1学年から第3学年まで	町田市立中学校の学校給食費等に関する規則 第6条本文に規定する額
飲料以外の学校給食	小学校の第1学年及び第2学年	規則第3条第1項第1号に掲げる額から東京都学校給食用牛乳供給価格（当該額に1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。以下同じ。）を減じて得た額
	小学校の第3学年及び第4学年	規則第3条第1項第2号に掲げる額から東京都学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額
	小学校の第5学年及び第6学年	規則第3条第1項第3号に掲げる額から東京都学校給食用牛乳供給価格を減じて得た額
	規則第2条の2に規定す	規則第3条第1項第4

	る中学校の第 1 学年から 第 3 学年まで	号に掲げる額から東京 都学校給食用牛乳供給 価格を減じて得た額
--	---------------------------	---------------------------------------